

委員会の廃止について

平成 24 年 7 月 12 日
情報通信審議会事務局

(案)

地上デジタル放送推進に関する検討委員会、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会、新事業創出戦略委員会、研究開発戦略委員会及び情報通信分野における標準化政策検討委員会の廃止

平成二十四年七月十二日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第号

一 情報通信審議会情報通信政策部会決定第二号（平成十六年二月十日）は、廃止する。

二 情報通信審議会情報通信政策部会決定第四号（平成十八年九月四日）は、廃止する。

三 情報通信審議会情報通信政策部会決定第十二号（平成二十三年二月十日）は、廃止する。

四 情報通信審議会情報通信政策部会決定第十四号（平成二十三年二月十日）は、廃止する。

附 則

一 この決定中一については、情報通信審議会において、

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に係る答申がなされた日に施行する。

二 この決定中二については、情報通信審議会において、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツ流通等の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」に係る答申がなされた日に施行する。

三 この決定中三については、情報通信審議会において、「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」に係る答申がなされた日に施行する。

四 この決定中四については、情報通信審議会において、「情報通信分野における標準化政策の在り方」に係る答申がなされた日に施行する。

地上デジタル放送推進に関する検討委員会の設置

平成十六年二月一〇日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第二号

本部会に、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成十六年諮問第8号）に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名 称

地上デジタル放送推進に関する検討委員会

二 構 成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させ

ることができる。

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の設置

平成十八年九月四日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第四号

本部会に、「21世紀におけるインターネット政策の在り方について」(平成十三年諮問第三号)及び「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(平成十六年諮問第八号)のうち「デジタル・コンテンツ流通等の促進」に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

デジタル・コンテンツ流通等の促進に関する検討委員会

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理す

る。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

新事業創出戦略委員会及び研究開発戦略委員会の設置

平成二十三年二月十日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第十二号

本部会に「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」(平成二十三年諮問第十七号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

1 新事業創出戦略委員会

ICT市場の構造変化と将来像及び今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性(新事業創出戦略に関するものに限る。)に関する専門的な事項

2 研究開発戦略委員会

ICT市場の構造変化と将来像及び今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性(研究開発戦略に関するものに限る。)に関する専門的な事項

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

情報通信分野における標準化政策検討委員会の設置

平成二十三年二月十日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第十四号

本部会に「情報通信分野における標準化政策の在り方」(平成二十三年諮問第十八号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

情報通信分野における標準化政策検討委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出さ

せることができる。

- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。